

奈良県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	堀江 正次	大和郡山市筒井町一四九六
〃	中川 光義	〃 一五六九
〃	灰藤 好明	〃 五九五―二
〃	橋本 昌史	〃 一六〇九
〃	竹本 嘉之	〃 一三七九
監事	森村 誠一	〃 一五六五―一
〃	伊谷 維男	〃 一五九七
〃	松田 誉	〃 一三九二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥山 憲一	大和郡山市筒井町一六八―三
〃	森村 浩行	〃 一五六五―一
〃	橋本 周司	〃 一六〇九
〃	森 浩昭	〃 一六〇三―一
〃	矢尾 正則	〃 一六四一
監事	米山 隆雄	〃 一六一九
〃	長榮 哲矢	〃 二二七―四
〃	松田 悦治	〃 一三九五―一